

T.LEAGUE (TLG) 大会規定

1. 参加資格に関する事項

(1) T.LEAGUE (鳥取リーグ) 登録資格は、次に登録されたチーム及び選手とする。

①公益財団法人日本バスケットボール協会 (以下「JBA」という) または鳥取県バスケットボール協会 (以下 県協会) の一般 (社会人、大学、専門学校) に登録されたチーム・選手。

② JBA に登録された選手。

(当該公式行事が終了した来春卒業予定の高校生、大学生、専門学校生 (16歳以上))

2. 登録に関する事項

(1) T.LEAGUE に参加するチームは、公益財団法人日本バスケットボール協会 (以下「JBA」という) が定める「加盟・登録規程」に則り、一般社団法人鳥取県バスケットボール協会 (以下「TBA」という) に登録しなければならない。

(2) 選手の登録は次の各号に定めることについて順守しなければならない。

①選手は、JBA並び一般社団法人日本社会人バスケットボール連盟 (以下「JSB」という) の定款および基本規程ならびにそれらに付随する諸規程を遵守しなければならない。

②選手は、ブレイククリーンと非暴力の精神に則り、それに従って行動しなければならない。

③選手は、国際オリンピック委員会 (IOC) およびFIBAの規約に従って遂行される医療検査と管理、特にドーピング検査に、いつでも応じなければならない。

④選手は、IOCおよびFIBAが定める禁止物質を使用してはならない。

⑤公式試合の結果に影響を与える不正行為への関与を行ってはならない。

(3) 移籍及び追加登録について

①年度登録とする。(ただし、年度中のリーグ戦内では鳥取県リーグ内移籍は認めない。)

②追加登録は、随時行うことができるが、試合参加時までにはJBA登録手続きを終了していること。

③当該公式行事が終了した来春卒業予定の高校生、大学生、専門学校生 (16歳以上) は、親権者 (18歳以下) ・本人・チームの同意書を提出後、リーグ戦参加を認めます。

(登録は、従前のU-18、大学生、専門学校生のままで参加可能)

④追加選手は、大会役員へ当該チームの試合開始30分前までに追加申請書を大会役員へ提出し、審査を受けること。

⑤登録抹消は随時認めるが、一度抹消した選手の再登録はできない。

(i) T.LEAGUE事務局へ登録抹消届けを提出すること。

(4) 同一チーム(JBA登録)での複数参加について

① JBA登録または T.LEAGUE登録チーム内での T.LEAGUE複数チームの参加は認める

注) 配下選手の多いチームは2チーム以上での参加することを認める。

②年度内の JBA登録・T.LEAGUE登録同チームであっては、T.LEAGUE登録チーム間の移籍は認めない。

③同一チームでの複数チーム参加の場合にも適用し、T.LEAGUEチーム間の移籍は認めない。

3 T.LEAGUE 申込期限

① 参加告知：協会HPを通じて告知 (4月中旬)

② 申込み期限：要項に記載

チーム登録(登録料納付)が終わっているチームとする。(未納チームは参加不可)

③ 申込み書類：要項を参照

4 申込内容について（2019年度も、申込用紙を事務局に提出）

JBA登録システムにより参加申込書を記載し、期限までに入力すること。

- ①代表者・・・氏名・住所・連絡先(メールアドレス及び携帯アドレス・携帯番号)
- ②連絡者・・・氏名・住所・連絡先(メールアドレス及び携帯アドレス・携帯番号)
- ④ 運営委員(対象の日に参加できるようにしておいてください)
- ④帯同審判員(原則1名以上)

注) 帯同審判については日本バスケットボール協会公認審判を1名以上とする。

- ⑤監督・コーチ・Aコーチ・マネージャー(公認コーチ資格の場合はコーチIDを記載)

- ⑥選手 上限を設けない・・・個人ID・氏名・生年月日・年齢

注) 代表者・連絡者・運営委員・帯同審判については、兼ねてもよい。

注) T.LEAGUE 登録チーム毎に代表者・連絡者・運営委員・帯同審判を選出すること。

5. 参加料に関する事項

- (1) T.LEAGUE 参加料は1チーム1,000円+試合数×3,000円とする。(代表者会議に納付)
- (2) 入替戦参加料は、1チーム1試合3,000円とする。(試合当日納付)
- (3) 参加費は、T.LEAGUE 登録チーム毎に発生する。
複数チーム参加の場合は、参加チーム毎に納付すること。

6. チーム責務に関する事項

- (1) T.LEAGUE 参加すべてのチームに責務は発生する。
注) チーム責務は、T.LEAGUE 登録チーム毎に発生し割り当てを与える。
- (2) 代表者(1名)・運営委員(2名以上)・帯同審判(1名以上)を登録し大会運営に協力すること。
- (3) 運営割り当て(会場役員・審判・TO等)は、チームで責任を持って実施すること。
- (4) 会場運営は担当チームが行うこと。(割り当てはT.LEAGUE 事務局が決定する)
- (5) 責務を果たせないチームは参加不可とし、期間中の理由なき責務放棄は、次年度以降、T.LEAGUE への参加を認めない。(原則、チーム・個人とも参加は認めないが、理由によりT.LEAGUE 事務局が認めた場合のみ参加を認める)
- (6) 期間中の責務放棄のチームに対してはペナルティを与える。(ペナルティの内容はT.LEAGUE 事務局とTBAで決定する)
注) ペナルティは、反則金制度を採用し内容により発生しT.LEAGUE 事務局へ納付する。

7. 競技方法に関する事項

- (1) 競技について
 - ①日本バスケットボール競技規則に基づき行う。
 - ②ベンチ入りは、選手16名以内、監督1名、コーチ1名、アシスタントコーチ1名、マネージャー1名、トレーナー1名の合計21名以内とする。また、チーム関係者以外はベンチに入ってはならない。
注) T.LEAGUE 登録選手が16名を超える場合はゲーム毎16名の規定メンバー表を作成しゲーム前に提出すること。
注) 登録時のユニホームの番号を変更する場合は、試合の3日前までにメンバー表を提出すること。
注) 部外者のベンチ入りは禁止とし、メンバー表以外の関係者はベンチに座れない。
 - ③チーム全員がユニフォームを上・下揃えて出場すること。
 - ④組み合わせ番号の若いチーム(または左側チーム)がTO席に向かって右側のベンチに入り、ユニフォームは淡色とする。

(2) 男子・女子試合方法

リーグ戦（各リーグ7チームを基本とする）

※ただし、参加チームによっては各リーグのチーム数変更する場合がある。

(3) 順位決定方法

①勝点制を採用する。

勝・・・10点 負・・・9点 没取試合・・・1点 棄権・・・0点

②同一勝点の場合はチーム同士の対戦成績による。

③②で決定しない場合は、該当チーム内対戦の総得点÷総失点の大きいチームを上位とする。

④③でも決定しない場合は、全試合の総得点÷総失点の大きいチームを上位とする。

8 試合時間

10分ピリオド インターバル2分 ハーフタイム10分

9 年間スケジュール

申し込み締切日のチーム登録を受けて TLEAGUE 事務局（鳥取県バスケットボール協会企画普及委員）、チーム代表者で決定する。

10 リーグ編成

(1) 1リーグ7チーム1回戦総当たりを基本として、参加チーム数により調整を行う。

(2) 初年度が、複数リーグの場合のチームリーグ分けは、2019 TBL 及びクラブ連盟トーナメント大会の結果により振分を行う。

(3) リーグ戦終了後（入替戦又は地域リーグ入替戦決定トーナメントを行うことがあります。）

(4) 入替戦については、各部の入れ替え戦はリーグ戦で上部の下位2チーム、下部の上位2チームによって争われ、以下の対戦カードによって行われる。

上部7位 VS 下部1位 ・ 上部6位 VS 下部2位 （各リーグのチーム数が7チームの場合）

※リーグのチーム数によって変更する場合がある

(5) 新規参入チームは、最下位リーグからの参入とする。

11 各賞について

①最優秀選手賞・・・各リーグ、優勝チームより1名選出

②健闘選手賞・・・各リーグ、準優勝チームより1名選出

③得点王・・・各リーグ、スコアにより計算し1名選出

④3P賞・・・各リーグ、スコアにより計算し1名選出

※①②の各賞は、チーム代表者が責任を持って自チームから選出すること。

12. 運営に関する事項

(1) 会場について

①会場運営は、原則大会役員の指示のもとチーム運営委員が行う。

②体育館使用規則を守ること。（駐車場・ゴミの持ち帰り・喫煙ルール 等）

③体育館使用規則が守れなかった場合は、次年度の TLEAGUE 参加不可とする。

注）参加不可はチーム・個人（チームを変更した場合も認められない）

④各日程の第1試合に当たっている両チーム及びオフィシャルは、全員で会場準備をすること。

⑤各日程の最終試合に当たっている両チーム及びオフィシャルは、全員で会場後始末をすること。

(2) 罰則について

①暴力・暴言等、スポーツマンに有るまじき行為については罰則を与える。

②無断で試合を放棄した場合は2万円の反則金を支払わなければならない。

注)事務局：1万円、対戦チーム：1万円

③審判・TOの割り当てについては責任を持って実施すること。無断で実施した場合はT.LEAGUE事務局に反則金1万円を支払わなければならない。

④反則金はT.LEAGUE事務局が管理し、T.LEAGUE運営等に運用する。

⑤T.LEAGUE事務局への納付を義務とし、支払わない場合は大会への参加を認めない。

(3) その他

①試合予定日にやむを得ず棄権する場合は、できるだけ早く大会事務局に連絡すること。ただし、審判、TO、チーム運営委員の責任ははたすこと。

②試合開始の1日前～1週間前に試合を破棄する場合は、没収試合とする。また、対戦チームに反則金として3,000円支払わなければいけない。

③審判員、TO、選手や協会役員・運営委員に対し暴力をふるった場合は、即刻、本人、チームを登録抹消とし、本年度および次年度の個人・チーム登録は認めないものとする。また審判員、TO、選手や協会役員・運営委員に対して目に余る態度や暴言を繰り返すチームおよび選手については、事実確認を行った後、協会内に登録抹消か否かの審議をする。再三の注意に関わらず一向に改善が見られないチームは次年度の登録は認められないものとする。

1.3. 審判に関する事項

(1) 審判割り当は、リーグ戦開始後数回に分けて各チームに審判委員会から割り当てを通知する。

(2) 原則として審判割り当ての変更は行わないので、責任を持って履行すること。所属チームの試合が棄権等でなくなった場合でも割り当てのとおりとするが、割り当て予定となっていた試合が無くなった場合や、諸事情により所属チームの試合が日程変更になった場合は当初予定の割り当てはありません。

(3) 帯同審判員は審判講習会に積極的に参加して審判技術の向上に努め、割り当てられた試合は責任と自覚を持った上で、全力で取り組むこと。

(4) 帯同審判は、『競技規則およびオフィシャルズマニュアル』を1冊ずつ購入し、熟読したうえで審判技術向上に努めてください。ゲーム終了後は可能な限り、相手審判や会場にいる審判員と積極的にミーティングをおこなって、長所を伸ばし、短所を修正するヒントにすること。

(5) 都合により割り当てられている帯同審判員が吹けない場合は、代理審判の氏名を1週間前までにT.LEAGUE事務局まで連絡をし、承認を受けること。

(6) 帯同審判員制度の主旨を理解しT.LEAGUEに参加できる条件でもあるということを強く認識して、チームの責任として帯同審判員のレベルアップに取り組むこと。また、既に帯同審判員として認められている方でも向上心の欠如や取り組む姿勢に問題のある方や、キャンセルが度々あった方は、県協会の審判長の判断として帯同審判員としての資格を取り消すことがある。

(7) 帯同審判には謝金が支払われる。

1.4. 広報に関する事項

(1) 参加チーム募集については、県協会ホームページ・フェイスブック(以下FB)で行う。

(2) チーム紹介については、県協会ホームページで行う。

(3) 試合結果については、県協会ホームページ、FBで行う。

(4) 各賞については、県協会ホームページ、FBで行う。